

公益財団法人日本バスケットボール協会 コーチ登録規程

＜目的＞

第1条 本規程は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という）コーチライセンス制度第5条に基づき、コーチ養成講習会修了者の認定・登録に関することについて定める。

＜登録義務＞

第2条 所定のコーチ養成講習会を修了し、認定されたコーチは、コーチ登録をしなければならない。

＜登録手続き＞

第3条 登録は、会員登録管理システム（Team JBA）を利用して、所定の期間に個人で申請する。

2. JBA又は都道府県バスケットボール協会（以下「都道府県協会」という）は、申請された者が所定のコーチ養成講習会の修了者であることを確認し、会員登録管理システムにおいて承認する。

3. 承認された者は、所定の期間に定められた登録料を納める。

＜登録区分＞

第4条 JBAにおけるコーチライセンス登録区分は以下のとおりとする。

- (1) JBA公認S級コーチ
- (2) JBA公認A級コーチ [公益財団法人日本体育協会公認上級コーチ]
- (3) JBA公認B級コーチ [公益財団法人日本体育協会公認コーチ]
- (4) JBA公認C級コーチ [公益財団法人日本体育協会公認上級指導員/公益財団法人日本体育協会公認指導員]
- (5) JBA公認D級コーチ
- (6) JBA公認E - 1級コーチ
- (7) JBA公認E - 2級コーチ

＜登録料＞

第5条 登録料は以下のとおりとする。

- (1) JBA公認S級コーチ 7,000円/年
- (2) JBA公認A級コーチ 6,000円/年
- (3) JBA公認B級コーチ 5,000円/年
- (4) JBA公認C級コーチ 4,000円/年
- (6) JBA公認D級コーチ 3,000円/年
- (7) JBA公認E - 1級コーチ なし
(但し、初回登録時のみ事務手数料 1,000円)
- (8) JBA公認E - 2級コーチ なし
(但し、初回登録時のみ事務手数料 1,000円)

2. 但し、JBA公認A級コーチ、JBA公認B級コーチ及びJBA公認C級コーチについては、公益財団法人日本体育協会へ納めている基本登録料（年額2,500円）を差し引いた金額をJBAに納めるものとする。

<登録有効期間>

第6条 登録有効期間は、1年間（4月～翌年3月）とする。但し、JBA公認E-1級コーチ、JBA公認E-2級コーチについては有効期間を設けないものとする。

2. 前項の更新にあたっては、過去4年間のうちにJBA又は都道府県協会、公益財団法人日本体育協会が主催する研修会に参加し、所定のポイントを獲得しなければならない。
3. 有効期間内に、更新を行わない場合には、コーチライセンスを失う。但し、JBAが特に認めた場合は、期間を過ぎても登録することができる。

<リフレッシュ研修>

第7条 コーチライセンス取得者（JBA公認E-1級コーチ、JBA公認E-2級コーチを除く）は、JBA又は都道府県協会の定めるリフレッシュ研修を受講することによって、指導者としてのレベルアップに努めなければならない。また、リフレッシュ研修はポイント制とし、所定のポイントを獲得しなければならない。

2. ポイントの有効期限は4年間とし、更新の際に必要なポイントは2ポイントとする。
但し、コーチライセンス取得後3回目の更新まではポイントの獲得を免除する。
3. リフレッシュ研修のポイントは以下のとおりとする。
 - (1) 1. 5時間の講習会：1ポイント
 - (2) 3時間の講習会：2ポイント
 - (3) JBA又は都道府県協会が指定する試合観戦等及びレポート提出：1ポイント
4. 次の要件を満たすコーチは、ポイントが加算される。
 - (1) 各カテゴリー日本代表チームのコーチングスタッフ：1ポイント／年
 - (2) エンデバーコーチングスタッフ：1ポイント／年
 - (3) コーチ養成講習会及びリフレッシュ研修の講師：1ポイント／1回

<海外コーチライセンス取得者>

第8条 日本以外の国でコーチライセンスを取得した者が、JBAが認定するコーチライセンスを希望する場合、JBAの指導者育成委員会の審査を経て、相当する資格を認めるものとする。

2. 所定の登録料とは別に資格審査手数料5,000円を支払う。
3. 資格の更新については、第6条に従う。

<登録抹消手続き>

第9条 登録を抹消する場合には、本人又は代理人から書面によって申し出るものとする。その際、登録料の返金は一切行わないこととする。

<資格の失効>

第10条 以下の場合、登録が抹消され資格が取り消される。

- (1) コーチとしてふさわしくない行為があったと認められたとき
 - (2) 登録料を納付しないとき
 - (3) 更新の際に必要なリフレッシュ研修のポイントを獲得していなかったとき
 - (4) 本人から書面による申し出があったとき
2. 但し、JBA公認A級コーチ、JBA公認B級コーチ及びJBA公認C級コーチについては、公益財団法人日本体育協会と協議の上決定する。

<資格失効者の資格復活基準>

第11条 資格の復活について、次の条件を全て満たす者について認める。

- (1) 資格有効期限を過ぎて4年以内の者であること
 - (2) JBA又は都道府県協会の定めるリフレッシュ研修を受け、必要なポイントを獲得している者。あるいは、それに相当する研修を受けている者
 - (3) 都道府県協会が今後の活動において、その指導者を特に必要と認める者であること
 - (4) 資格有効期限が切れた後も指導活動を継続しており、指導者として引き続き積極的に活動し、スポーツの普及・振興に貢献できる者であること
2. 資格の復活について、次の条件に該当する者は、資格の復活は認めない。
- (1) 本人の意思により資格を放棄した者
 - (2) 第10条(1)により資格を取り消された者
 - (3) 過去に資格復活申請を行ったことがある者
3. 資格有効期限を過ぎて4年以上経過している者でも次の条件に該当した場合、特例として資格復活を認めることがある。その場合、証明するものを添付すること。
- (1) 長期にわたり海外に滞在していた場合
 - (2) 長期にわたり入院あるいは社会復帰するためにリハビリテーションをしていた場合
 - (3) その他JBAが特に認めた場合
4. 資格復活に際し、審査料として5,000円を徴収する。但し、有効期限切れ後1年以内の者は徴収しない。

＜養成講習会修了者のうち未登録者の資格登録申請基準＞

第12条 コーチ養成講習会修了者のうち未登録者については、次の条件を全て満たす者についてコーチ登録を認める。

- (1) 修了年度より4年以内の者であること
 - (2) 都道府県協会が特に認めた者であること
2. 前項に含まれない事例が発生した場合は、JBAにおいて審査し決定する。

＜登録証の発行＞

第13条 JBAは、第3条の定めにより登録した者に対し、「登録証」を交付する。

＜補則＞

第14条 本規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、別に定めることができる。

＜規程の改廃＞

第15条 本規程を改正又は廃止しようとするときは、理事会の議決を得て、これを行う。

附則

1. 本規程は、平成25年4月1日から施行する。
2. 第6条2項に定める更新にあたっての所定ポイントの獲得については、平成27年度の更新時より適用するものとする。

平成26年7月9日一部改定

平成27年4月1日一部改定